

東京都社会福祉協議会 東京善意銀行 かみつぐ助成金 募集要項

～遺贈による助成金～

「かみつぐ助成金」とは

「かみつぐ助成金」は、故 上継弘子（かみつぐひろこ）様の遺言書に基づき、東京善意銀行にご寄附いただいた「遺贈」により、新たに**施設・事業所に配分する助成金**です。

上継様は、東京都内で生活され、令和5年10月に有料老人ホーム入所中に97歳でお亡くなりになりました。平成元年5月に作成された遺言書の内容に基づき、遺言執行人である弁護士を通じて、令和6年8月に93,649,842円の現金寄附をいただきました。

寄附者のご意向を受け止め、大切に活用させていただくため、助成金として施設・事業所に助成します。

1 主旨

寄附者のご意向を受け止め、(A) 福祉サービス利用者の生活の維持向上を図るための備品・器具等の物品購入費、及び (B) 令和7年度に地域生活課題に対応する事業を実施するための事業費として、社会福祉施設・事業所を対象に助成します。令和6年度にご寄附いただいた遺贈による助成のため、原則として、今回のみの募集となります（ただし、応募が少ない場合等、助成予定額に残額が生じた場合は、再度募集することがあります）。

2 助成対象施設・事業所

- 社会福祉法人・NPO 法人等の**非営利法人**であり、**都内に所在地があり都民を対象**とする下記の事業を実施する施設・事業所で、**東京善意銀行に登録**していること（主に知的障害者の入所施設や、児童養護施設の一部などの、いわゆる「都外施設」を含む）。

〔高齢者分野〕 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業

〔児童分野〕 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス

〔障害児者分野〕 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設の内、下記の事業。
入所支援、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助

〔その他〕 救護施設、更生施設、宿所提供施設、女性自立支援施設

3 助成内容

A:物品購入費、B:地域生活課題対応事業費 の **2種類**があり、1施設・事業所につき、いずれか一つに応募することができます。

A:物品購入費

福祉サービス利用者の生活を維持向上させる備品・器具等を購入するための費用

(1) 主旨

備品・器具等を購入し、活用することにより、施設・事業所における福祉サービス利用者の生活の維持向上を図ることを目的として助成します。

(2) 助成金額及び配分予定数

1 施設・事業所あたり 500,000 円（上限） 120 か所程度

(3) 助成要件

- ① 利用者の生活を維持向上させる備品・器具を対象とします。消耗品は対象外です。
- ② 高額な遺贈により今年度のみ実施する助成であり、例年の助成と異なり、まとまった金額の物品購入を支援する主旨から、助成による**購入物品数は、概ね 3 点程度を上限**とします。備品・器具の設置に工事を伴う場合、設置費用を加算することができます（設置費用のみは不可）。また、送料も加算できます。
- ③ 助成決定前に支払い済みの費用は対象外です。
- ④ 助成金額は、原則として、購入予定金額と 500,000 円を比較し、少ない方の金額となります。助成金を超えた金額は、施設・事業所で負担していただきます。

(4) 決定・送金・報告

- ① 事業種別や法人のバランスを考慮し、下記の選考の視点により審査の上、東京善意銀行運営委員会の審議を経て決定します。配分予定数とは異なる決定数となる場合もあります。
- ② 令和 7 年 2 月上旬までに決定し、結果を通知します。送金は令和 7 年 4 月下旬を予定しています。
- ③ 決定の場合、決定通知受領後～6 月までに物品を購入し、領収証等を添付の上、報告書を送付していただきます。

(5) 選考の視点

ここ数年東京善意銀行を通じた高額の寄附（現金または物品）を受けていない施設・事業所を優先します。

B:地域生活課題対応事業費

令和 7 年度に施設・事業所の所在地域における地域生活課題に対応する取組みを実施するための経費

(1) 主旨

地域共生社会の実現に向けて、社会福祉施設・事業所は、地域住民や活動団体等と連携して、地域福祉の推進に努めることが求められています。地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、地域社会からの孤立、日常生活や活動への参加機会確保のための課題等、「**地域生活課題**」を把握し、**関係者と連携して対応**していく必要があります。**このような取組みの推進を目的として、経費を助成**します。

(地域生活課題の例)

引きこもり、孤独死、ゴミ屋敷、8050、ヤングケアラー、虐待、DV、自殺、社会的孤立の拡大、差別や排除の広がり、フレイル（虚弱）の広がり、収入減や物価高騰による生活困窮等、制度の狭間の課題、世帯が抱える複合的な課題 等

(これらの課題に対する取組みの例)

見守り、サロン等居場所づくり、買い物支援、移動支援、就職・就労支援、子ども食堂、学習支援、子育て支援、食の支援、相談事業、地域住民の交流、福祉教育・講座、災害時の支援 等

(2) 助成金額及び配分予定数

1 施設・事業所あたり 500,000 円（上限） 50 か所程度

※事業総額が 500,000 円未満の場合でもその範囲での申請が可能です。全体の予算額の範囲で配分先の数を調整し決定します。

(3) 助成要件

- ① 令和 7 年度に施設・事業所の所在地域における地域生活課題に対応する取組みを実施するための事業費を助成します。新規事業、前年度からの継続事業のいずれも対象とし、翌年度以降も継続して取組み予定の事業を対象とします。
- ② **令和 7 年 4 月～12 月の間に支出する事業実施にかかる物品や食材の購入費、会場費、印刷経費等を助成対象とします**（事業自体は、令和 6 年 4 月以前から、また、令和 7 年 1 月以降継続している場合でも、本助成金の対象とする費用は、上記期間に支出した費用とします）。法人事業の PR、人材確保のみを目的とした事業など、本助成金の主旨と異なる事業、人件費は対象外です。
- ③ 他の助成を受けている事業は対象外です。
- ④ 助成申請額は、事業総額以下、かつ 50 万円以下の金額となります。
- ⑤ 事業の実施状況は、令和 7 年度中に報告していただき、東京善意銀行ホームページで公表します。また、その他、東社協ホームページ（東京都地域公益活動推進協議会ホームページ、福祉実践事例ポータルサイト等）に掲載する場合があります。

(4) 決定・送金・報告

- ① 事業種別や法人のバランスを考慮し、下記の選考の視点により審査の上、東京善意銀行運営委員会の審議を経て決定します。配分予定数とは異なる決定数となる場合があります。
- ② 令和 7 年 2 月上旬までに決定し、結果を通知します。送金は令和 7 年 4 月下旬を予定しています。
- ③ 令和 7 年度に事業実施の上、令和 8 年 1 月に領収証等を添付の上、報告書を送付していただきます。

(5) 選考の視点

提出していただいた本事業の事業計画書に基づき、下記の点を重視し、総合的に審査いたします。これまでの東京善意銀行からの寄附実績の有無は、選考の視点には含めません。

- ① 施設・事業所の所在地域におけるニーズに基づく取組みであること。
- ② 地域住民や関係者等と連携する視点があること。
- ③ 継続した取組みをめざしていること。

4 申請方法

下記の**申込フォーム**から申請してください。また、メールで下記を提出してください。

A:物品購入費については、あらかじめ具体的な**購入価格がわかる資料**（購入予定業者からの**見積書等**）

B:地域生活課題対応事業費は、**指定の様式による事業計画書**

A:物品購入費

- 申込フォーム <https://forms.gle/5ha7z9D6m5LWZUV36>
- 見積書等送付先 kamitsugu@tcsw.tvac.or.jp

※メールの件名に「**A 物品 施設名**」と記載して下さい。

B:地域生活課題対応事業費

- 申込フォーム <https://forms.gle/t68AZTp36qTA3iFd6>
- 事業計画書送付先 kamitsugu@tcsw.tvac.or.jp

※メールの件名に「**B 事業費 施設名**」と記載して下さい。

5 スケジュール

	項 目	A:物品購入費	B:地域生活課題対応事業費
1	申請締切	令和 7 年 1 月 15 日 (水) 12 時 (必着)	
2	結果通知	令和 7 年 2 月上旬	
3	助成金送金	令和 7 年 4 月下旬	
		〔物品購入〕 決定通知受領後～令和 7 年 6 月	〔事業実施に伴う支出〕 令和 7 年 4 月～12 月
4	報告書・領収証送付	令和 7 年 6 月下旬	令和 8 年 1 月下旬

6 その他

- 「募集要項」及び本事業に関する「Q&A」の内容を確認の上、お申し込み下さい。
- 詳細は、助成決定後に通知いたします。
- 提出書類に不備がある場合は、審査できない場合があります。
- 購入内容や事業内容が本助成金の主旨に沿わない場合には、相応額を返還していただく場合があります。
- やむを得ない事情により申請内容に変更が生じる場合には、変更申請が必要なため、本会にご連絡ください。
- 助成金額に残金が生じた場合は、返還していただきます。

7 問い合わせ先

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京善意銀行（平賀・小川）

E-mail kamitsugu@tcsw.tvac.or.jp TEL 03-5283-6890 FAX 03-5283-6997

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階